

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二

五号）（衆議院送付） 要旨

本法律案は、九州旅客鉄道株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るため、同社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用対象である会社から除外するとともに、当分の間、日本国有鉄道の改革の経緯を踏まえた経営を行うことを確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 九州旅客鉄道株式会社を、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用対象から除外することとする。

二 国土交通大臣は、路線の適切な維持、利用者利便の確保等について、九州旅客鉄道株式会社が完全民営化した後も事業運営上踏まえるべき指針を策定し、必要がある場合には勧告、命令等を行うことができることとする。

三 九州旅客鉄道株式会社の経営安定基金については、完全民営化後も同基金が果たしている路線の維持等

の機能を実質的に確保するため、その全額を取り崩し、事業の運営に必要な費用に充てることとする。

四 その他所要の規定の整備を行うこととする。

五 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。